

【民事介入暴力対策新潟大会協議会に参加して】

まだ11月初旬だというのに既に肌寒い平成30年11月2日、新潟の地で『三者（弁護士会・警察・暴力追放運動推進センター）連携の現状と課題』をテーマに第88回民事介入暴力対策新潟大会協議会が開催されました。

会場となった朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター2階にあるスノーホールは、朝から、全国から集まった民暴対策委員会関係の弁護士たちの熱気であふれていました。

協議会は、新潟県弁護士会会長兼民事介入暴力対策新潟大会実行委員会委員長小泉一樹弁護士による開会の辞、日本弁護士連合会会長菊地裕太郎弁護士と関東弁護士会連合会三宅弘弁護士の主催者挨拶で幕を開けました。

第1部パネルディスカッションでは、パネリストは福井弁護士会の北川恒久弁護士、千葉県弁護士会の大家浩明弁護士の二人であり、コーディネーターは新潟県弁護士会の野口祐郁弁護士が務め、これまでの「三者連携の歴史」が整理されました。

第2部では「三者連携の現状と課題」をテーマに、まず、新潟県弁護士会の鮑津史隆弁護士によるアンケート結果報告がありました。

続いてパネルディスカッションが行われましたが、パネリストとしては、三者のうち警察を代表して警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の志田卓郎暴力団排除対策官、暴力追放運動推進センターを代表して全国暴力追放運動推進センターの田中法昌専務理事、弁護士会を代表して新潟県弁護士会の篠崎和則弁護士が参加し、新潟県弁護士会の高橋直己弁護士、氏家信彦弁護士の二人がコーディネーターを務めました。

暴力団員は最近減少傾向にあるといます。平成初期の暴対法制定時には暴力団員は九万人もいたのが、平成27年には約半分減ったとのこと。そして半分になった理由としては、第一に暴対法、暴排条例等の効果があげられます。これらの法令では、まず暴力団が「カネ」とれないようにする方策を規定しています。暴対法が暴力的要求行為を禁止して、飲食業・風俗業などの営業をしている人に対して、恐喝、所場代・用心棒代としての金銭支払を禁止しています。また、暴排条例は、一般県民に対して「暴力団に金を出してはいけません」と規定しています。この条例に違反すると勧告、公表がなされます。公表されると「暴力団の会社である。」ということになって、その会社は地域社会で生きていけなくなります。次に、暴力団から「カネ」を取り上げる方法として、暴対法が組長の民事責任を定めています。

さらに暴力団への「ヒト」の供給を絶つためには、暴走族などの非行少年対策が重要



です。そして暴力団から「ヒト」を出す、いわゆる離脱が重要です。なかなか離脱した組員の再就職は険しく、福島原発の廃炉作業に従事している元組員もいるという報道もありました。

暴力団から「場所」、つまり組事務所をとりあげる方法として、暴排条例は、不動産業者に対して暴力団でないことをチェックすることを義務づけています。

そして暴対法では、抗争指定による暴力団事務所の使用制限を定めています。

「場所」に関するケース報告として、事務所撤去事例からは松葉会会館事件が報告されました。これは資金を出し、ダミーの建設会社と社長を名義人にして土地を購入し、会館を建設させた組長が会館の所有権を主張した事例ですが、建設会社の所有権を認める形での和解が成立して、組長から会館が引き渡されたとのことでした。

また、事務所の使用差止事例として、水戸市柳河小学校事件が報告されました。これは、小学校の目の前にある組事務所にトラックが突っ込んだ事件をきっかけにして、水戸市が「児童らの生命、身体を守るため小学校を安全に管理運営する権利」を被保全権利として組事務所の使用差止を申し立てて認められた事件です。

充実したパネルディスカッションを終え、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会の中井克洋委員長が協議会総括を行いました。最後に新潟県弁護士会副会長大田陸介弁護士の閉会の辞で、本協議会は幕を閉じました。

寄稿者

さいたま市浦和区岸町 7-12-4 ニチモビル浦和 501

岡村茂樹法律事務所 ☎ 048-865-8211

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会委員

森脇 志郎 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.118」から編集したものです。